

広島県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年十月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
世羅町宇津戸体育館	世羅郡世羅町大字宇津戸一四三三番地二	平成二十四年九月二日